



様式第二十号（第十二条の五関係）

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年8月5日

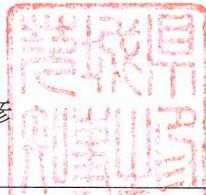
住 所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和2年8月5日	許可番号	1-1-0279
施設の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破碎施設(政令第7条第7号) がれき類・木くずの破碎施設(政令第7条第8号の2) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類		
設置場所	ひたちなか市大字高野字大房地1967番地1 外9筆		
処理能力	廃プラスチック類 53.8t/日(8時間) がれき類 93.5t/日(8時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 99.3t/日(8時間) ゴムくず 37.6t/日(8時間) 金属くず 102.0t/日(8時間) 紙くず 81.3t/日(8時間) 木くず 99.3t/日(8時間) 繊維くず 54.2t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)